

## 議員提出議案一覧表（意見書）

### 議員提出議案第17号

#### 福島第一原子力発電所汚染水問題の対策を着実に実施することを求める意見書(可決)

東京電力福島第一原子力発電所で続く放射能汚染水の流出問題は、東京電力による対応と原因究明が続けられているが、いまだ収拾のめどが立っていない。これは、今回の事故が一民間企業では手に負えないものになっていることのアカシである。

そのような中、政府の原子力災害対策本部において、汚染水問題に関する基本方針が話し合われ、国が直接支援に乗り出すことになったが、現場の混乱を収拾する上でも、国の果たす役割がより一層重要であり、確実な汚染水問題の処理対応が必須である。

よって、下記の対策を確実に行うよう強く求める。

#### 記

- 1 汚染水流出問題は非常事態との認識のもと、国が主体となり専門的英知を総結集し、汚染水を初めとする対策を確実そして着実に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月27日

---

### 議員提出議案第18号

#### 地方税財源の充実確保に関する意見書(可決)

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市が住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求める。

#### 記

- 1 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について
  - (1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。
  - (2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。
  - (3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引き上げにより対応すること。
  - (4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。
  - (5) 地方公務員給与の引き下げを前提として平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を、国の政策誘導手段として用いることは避けること。
- 2 地方税源の充実確保等について
  - (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5 :

5」とすること。

その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

(2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、地域社会の会費という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。

(3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。

特に、償却資産の根幹をなしている機械及び装置に対する課税等については、現行制度を堅持すること。

(4) 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。

(5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。

(6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(7) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月27日

---

#### 議員提出議案第19号

#### ホテル・旅館等建築物の耐震化の促進に関する意見書(可決)

南海トラフの巨大地震や首都直下型地震の被害想定においては、死傷者や建物被害がこれまでの想定や、東日本大震災を大きく上回る非常に厳しいものとなっている。一方、住民の避難意識啓発や建物の耐震性の強化等の防災対策による被害軽減も推計されており、地方自治体は可能な限り被害を最小限に抑止する防災・減災対策を早急に進めていく必要がある。

そのような中、大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、今国会において、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律が成立し、不特定多数の者が利用するホテル・旅館等の建築物で、床面積5000平方メートル以上の大規模なもの及び地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物などについては、建築物の耐震診断の実施及びその結果を平成27年末までに所管行政庁に報告することが義務づけられた。

我が国の経済は緩やかに持ち直しつつあるが、温泉地の観光産業、特にその中核を担っているホテル・旅館等の経営環境はなお厳しい状況が続いており、診断結果による建築物の耐震化には多額の費用を要するため、重点的な支援が必要である。

地方自治体においても、地震による建築物の倒壊等被害から住民等の生命、身体、財産を守るため、耐震診断等に対する財政支援を行っているところであるが、耐震化の一層の向上を図るためには、その財源確保が不可欠である。

また、これらの耐震化を円滑に推進するに当たっては、当該建築物の所有者はもとより、広く国民に対して当改正法の内容の周知と理解の促進を図ることが重要である。

よって、国は温泉所在都市に対するホテル・旅館等の建築物の耐震化を迅速かつ円滑に推進するため、必要な財政支援措置の充実を図るとともに、当該法の施行に当たっては、地方公共団体や当該建築物の

所有者の実情等を十分踏まえ、必要な財政支援措置が確立されるまでは施行期限を延長すること及び耐震診断結果の公表を猶予するなど、特段の配慮がなされるように求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 9 月 27 日

---

議員提出議案第20号

今秋の消費税率引き上げ決定に反対する意見書(可決)

政府は 2014 年 4 月からの消費税率引き上げ（現行 5 %を 8 %へ）について、今秋にも決定しようとしている。内閣府が 9 月 9 日に発表する 4 ~ 6 月期の国内総生産（GDP）改定値などの経済指標を踏まえ、予定どおり引き上げるかどうかを政府が秋の臨時国会までに判断するというものである。

参議院選挙の結果を受け、増税の方向は既に決定しており、すぐにでも実行（引き上げ決定）すべきとの与党内の声がある。しかし、景気回復や経済に与える影響を考えると税率の引き上げ決定は行うべきではない。

アベノミクスによる景気回復への期待感はあるものの、依然として多くの国民には回復の実感はない。株価上昇などは一部の投資家や資産家のみが明るさを実感しているのみであり、輸出産業など一部の大企業が利益を拡大しているが、この要因は景気回復ではなく円安の影響である。

働く人たちの賃金は 15 年連続して低下し続けている。政府統計においても、働く人実に 38%が非正規雇用となっており、明るさを実感できるものは何もない。参議院選挙直後の通信社の世論調査でも、予定どおり引き上げるは 23%、時期を先送りすべきは 35%、5 %を維持は 40%となっており、7 割以上の国民が引き上げを決定すべきではないとの認識を示している。

アベノミクスの第 3 の矢は成長戦略と言われるものだが、労働分野での規制改革は解雇の自由化、残業代の規制などを含め、働く人たちを直撃する内容であり、今後一段と雇用を不安定化させるものである。7 月から実施された地方公務員の給料引き下げと合わせるなら、国内総生産の 6 割を占める個人消費の冷え込みは、景気回復どころか、今後の冷え込みの大きな要素として見なければならず、到底消費税率の引き上げを決定できる状況ではないと考える。

よって、政府に対し、下記の事項について誠実に対応するよう強く求める。

記

- 1 今秋に予定されている消費税率の引き上げ決定（2014 年 4 月からの 8 %へ）は行わないこと。
- 2 労働法制の規制緩和や非正規雇用の拡大に歯どめをかけ、安心な雇用制度を確立し、消費や暮らしを支える政策を実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 9 月 27 日

---

議員提出議案第21号

集团的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する意見書(可決)

集团的自衛権について、歴代政府は、「国際法上、当然に集团的自衛権を有しているが、これを行って、わが国が直接攻撃されていないにもかかわらず他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することは、憲法第 9 条の下で許容される実力の行使の範囲を超えるものであり、許されない」としてきた。

しかし、過日の参議院選挙での与党の勝利を背景に、集団的自衛権の行使を憲法解釈の変更によって容認しようという動きが急速に強まっている。

小野寺防衛大臣は、集団的自衛権の行使容認の検討を加速すべきだと主張している。また、安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（安保法制懇）の柳井俊二座長は、これまでの四類型の見直しにとどまらず、集団的自衛権の行使を全面的に容認する新たな憲法解釈を提言する内容の報告書を秋にもまとめる考えを表明している。そして、政府として、安保法制懇の報告に沿って憲法解釈の見直しを行うのであれば、年内に改定する防衛計画の大綱に安保法制懇の報告内容を反映させる考えが示されている。

さらに、集団的自衛権の行使は許されないと解釈してきた内閣法制局長官人事についても、憲法解釈の一貫性の観点から内閣法制次長の昇任が続いてきた慣例を破って、安保法制懇の実務に携わっていた小松一郎駐フランス大使を起用した。

また、自由民主党が昨年7月に概要をまとめた国家安全保障基本法案は、政府が憲法上許されないとしている集団的自衛権の行使を、厳格な憲法改正の手続を経ることなく、法律により容認しようとするものである。同法及び関連法の制定が実現されれば、法が憲法を凌駕するものとなり、下位法による法の下克上の完成型として、憲法第9条の有名無実化を決定づけることになる。

しかし、各種世論調査では、政府に一番に取り組んでほしい国内の課題は景気回復が最多であり、集団的自衛権については、十分な国民的論議もなされているとはいえない。集団的自衛権の行使容認を多くの国民は求めておらず、白紙委任などはされていない。与党の勝利と民意との間にはねじれがあることを自覚すべきである。

国の安全保障政策は、立憲主義を尊重し、憲法前文と第9条に基づいて策定されなければならない。憲法前文や第9条によって禁じられている集団的自衛権の行使を、時々政府や国会の判断で解釈を変更することによって180度転換し、また、集団的自衛権の行使を認める新たな法律を制定し、法の下克上によって根本的に変更することは、立憲主義に違反する極めて危険な動きである。とりわけ集団的自衛権をめぐる議論は、これまでに立法府において積み重ねられてきており、これを無視して強引に解釈を変えようという試みは、国会答弁をも形骸化させるものであり、立法府の立場からも決して許されるものではない。

したがって、政府に対し、下記の事項について誠実に対応するよう強く求める。

#### 記

- 1 集団的自衛権に関するこれまでの政府見解を堅持し、集団的自衛権行使に道を開く憲法解釈の変更を断じて行わないこと。
- 2 集団的自衛権の行使を容認する国家安全保障基本法案の国会提出を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月27日

---

議員提出議案第22号

TPP交渉からの即時脱退と情報公開を求める意見書(否決)

本年3月15日、安倍内閣総理大臣はTPP協定交渉への参加を表明し、4月12日、TPP（環太平洋経済連携協定）交渉参加に向けた日米協議に合意した。そして、日本は7月のTPP協定交渉第18回会合に初めて参加したが、わずか2日半の参加にとどまり、関税問題を扱う物品市場アクセス分野の

協議にも間に合わないなど成果は乏しいものに終わった。8月22日からはブルネイで第19回会合が開かれ、関税分野の協議が本格化している。

しかしながら、我が国の農産品が関税撤廃の対象から除外される保証はなく、このままでは、我々は国の将来や農業の存亡に関する不安を拭き切れず、政府の拙速な交渉参加を断じて容認することはできない。2012年10月にTPP交渉に新たに参加したメキシコとカナダは、対等に交渉する権利の放棄を制約して参加が認められたと言われている。米国など他の参加国が年内の交渉妥結を目指す中、米通商代表部のフロマン代表が、日本が交渉をおくらせることは許さない、日本農業について事前に除外するとのいかなる合意もないと述べるなど、農産物重要5項目の関税撤廃例外の確保を初めとする日本の主張が今後の交渉で満足に取り上げられる保証はない。交渉に臨む日本政府の明確な方針もいまだ示されず、国民の間に大きな不安が広がっている。

参加国に厳格な守秘義務を課す秘密主義とも言うべきTPPの体質にも、国民の懸念が膨らんでいる。関係文書を機密扱いとし、4年間は交渉過程や内容を明らかにしないとの取り決めだが、これでは現在何が議論の焦点となり、日本がどのような主張を展開し、その反映の余地がどこまで残されているのかすら国民は把握できない。TPPはこの国の将来を左右しかねない重大な交渉であるにもかかわらず、国民には一切情報が知らされず、政府に白紙委任したあげく、妥結後に初めて全容を知ることになりかねない。

また、8月7日から始まった日米並行協議では、自動車貿易での安全基準の取り扱いや保険、知的財産権、衛生植物検疫、政府調達などが話し合われている。その多くが、米国がこれまで非関税障壁として日本に規制緩和を迫ってきた分野であり、4月に合意した事前協議で自動車、保険、牛肉分野で日本が相次ぐ譲歩を強いられた経緯を鑑みても、米国の意向に沿った協議となるのではないかと強く憂慮せざるを得ない。外交交渉のため国会承認手続も不要で、合意内容がTPP発効時点で拘束力を持つ並行協議は、米国ペースで進んでしまえば取り返しのつかない事態を招くことから、並行協議についても最大限の情報公開が欠かせない。

TPPは原則として関税を全て撤廃することとされており、21分野もの規制緩和で地域経済や国民生活の隅々にまで甚大な影響を与える上、必要な情報も開示されず、国民合意もいまだ形成されていないことから、国民の暮らし及び地域の実情を無視し、日本として交渉に参加し続けるべき状況にはない。

よって、国においては、TPP協定交渉に当たって、下記の事項について誠実に対応するよう強く求める。

#### 記

- 1 TPPが国民生活や地方の経済活動に与える影響、日本が他の後発参加国と同様に不利な条件を課せられているのかを含めた交渉の現状や、参加各国と日本の主張、政府が米国と行っている日米並行協議の内容などについて、国民に対し十分な情報提供と明確な説明を行うこと。また、交渉に関するルールの見直しを参加各国に求めること。
- 2 国民に対する十分な情報提供や国民的な論議、合意形成もないまま、TPP交渉を続けるべきでなく、TPP交渉からの即時脱退を決断すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月27日

過労死が社会問題となり、「karoshi」が国際語となってから四半世紀がたとうとしている。過労死が労災であると認定される数はふえ続けており、過労死撲滅の必要性が叫ばれて久しいが、過労死は、過労自殺も含めて広がる一方で、減少する気配はない。突然大切な肉親を失った遺族の経済的困難や精神的悲哀は筆舌に尽くしがたいものがあり、また、真面目で誠実な働き盛りの労働者が過労死、過労自殺で命を落としていくことは、我が国にとっても大きな損失と言わなければならない。

労働基準法は、労働者に週 40 時間、1 日 8 時間を超えて労働させてはならないと定め、労働者が過重な長時間労働を強いられるのを禁止して、労働者の生命と健康を保護することを目指している。しかし、当該規制は十分に機能していない。

昨今の雇用情勢の中、労働者は幾ら労働条件が厳しくても、使用者にその改善を申し出るの容易ではない。また、個別の企業が労働条件を改善したいと考えても、厳しい企業間競争とグローバル経済の中、自社だけを改善するのは難しい面がある。

このように、個人や家族、個別企業の努力だけでは限界がある以上、国が法律を定め、総合的な対策を積極的に行っていく必要がある。

よって、国においては、上記の趣旨を踏まえ、下記の内容の法律（過労死防止基本法）を 1 日も早く制定するよう強く求める。

#### 記

- 1 過労死はあってはならないことを、国が宣言すること。
- 2 過労死をなくすための、国、自治体、事業主の責務を明確にすること。
- 3 国は、過労死に関する調査、研究を行うとともに、総合的な対策を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 9 月 27 日

---

議員提出議案第 24 号

#### 生活保護の老齢加算復活を求める意見書(否決)

生活保護の老齢加算が、2004 年 4 月より段階的に削減され、2006 年 4 月に廃止された。

この措置により、ひとり暮らしの高齢者の場合は月額約 8 万 5000 円の生活扶助が約 6 万 9000 円（青森市・2 級地の 1）に減らされ、もともと低額の生活費で最低限度の生活に耐えてきた世帯が、老齢加算の廃止で生活費を大幅に減額されることにより、衣食住を初め生活のあらゆる面で切り詰めた生活を余儀なくされ、人間としての尊厳を維持することが困難な状況に陥っている。

高齢になれば、良質で消化のよい食事が必要となり、また寒さ暑さにも抵抗力がなくなる。こうした特別な需要に応じて支給されていたのが老齢加算である。

全国で提起されている老齢加算をめぐる訴訟においては、既に十数名の原告が亡くなっており、「死んでしまったほうが楽」と精神的に追い詰められ、孤立を深めている原告も出るなど、一日も早く老齢加算を復活させるべきである。

よって、国に対し、生活保護制度への老齢加算の復活を求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 9 月 27 日

---

議員提出議案第25号

大規模地震等災害対策の促進を求める意見書(可決)

一 昨年の東日本大震災以降、全国における地震は、それ以前とは比較にならないほど頻発し、大きな地震もしばしば発生している。そうした中、今後の発生確率が極めて高く、甚大な被害が懸念される首都直下地震及び南海トラフ巨大地震に対しては、国を挙げて万全の対策が急務となっている。

また、日本列島は太平洋、フィリピン海、北アメリカ、ユーラシアの4つの大きなプレートが交わる場所に位置しているため、我が国は地殻変動による地震、津波、火山噴火等の頻発する国といえる。さらに近年ふえている局地的豪雨は地形の急峻さと相まって土砂災害を発生させ、台風等による風水害は大規模な被害をもたらしている。

そこで、国民の生命、財産を守るため、高度経済成長期に整備された道路、橋梁、上下水道、電気等のライフライン、港湾、河川堤防やダム等の水防・砂防設備といった社会資本の老朽化に対して、計画的な長寿命化を早期に行うとともに、総合的な防災・減災、国土の強靱化を定める基本的理念が必要と考える。

よって、政府においては、以下の事項について早急な対策を講じるよう強く求める。

記

- 1 東日本大震災の教訓を踏まえ、防災・減災及び発災後の迅速な復旧・復興に資する 事前措置を実施するための計画及び総点検等を定める「防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(衆議院で継続審議)の趣旨に沿い、防災・減災対策を強化すること。
- 2 発生確率が極めて高いと言われる首都直下地震に対して、行政の中核機能を維持する ための基盤整備のほか、木造密集地域対策や帰宅困難者対策、住民防災組織への支援強化を盛り込んだ「首都直下地震対策特別措置法」(衆議院で継続審議)の趣旨を踏まえ、首都直下地震対策を推進すること。
- 3 甚大な被害をもたらすおそれのある南海トラフ巨大地震について、津波避難対策の強 化を要する地域を指定し、それら地域の対策強化事業の加速化に要する規制緩和及び財政上・税制上の特例を定めるよう「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」(衆議院で継続審議)の趣旨を踏まえ、南海トラフ巨大地震対策に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月27日

---

議員提出議案第26号

若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書(可決)

ライフスタイルの多様化や少子高齢化により、若い世代の働き方や暮らし方が変化している。非正規労働者や共働き世帯がふえた今、若い世代が本来望んでいる仕事と生活の調和が崩れ、理想と現実のギャップに悩む人が少なくない。

中でも、働く貧困層と言われるワーキングプアから抜け出せずに結婚を諦めざるを得ない若者の増加や、仕事と子育ての両立に悩む女性の増加、正規雇用でありながら過酷な労働環境で働き続けることができない若年労働市場の実態など、今の若い世代を取り巻く問題は多岐にわたり、年々深刻さを増している。今こそ国を挙げて、若い世代が安心して就労できる環境等の整備が求められている。

よって、政府においては、若い世代が仕事と生活の調和を保ち、安心して働き続けることができる

社会の実現を目指し、一層の取り組みを進めるべく、以下の事項について適切に対策を講じるよう強く求める。

#### 記

- 1 世帯収入の増加に向けて、政労使による賃金の配分に関するルールづくりを進めること。また、正規、非正規間の格差是正、子育て支援など、総合的な支援を行うとともに、最低賃金引き上げに向けた環境整備を進めること。
  - 2 労働環境が悪いために早期に離職する若者も依然として多いことから、若年労働者に劣悪な労務環境下で仕事を強いる企業に対して、違法の疑いがある場合等の立入調査の実施や悪質な場合の企業名の公表などを検討し、対策を強化すること。
  - 3 個人のライフスタイルに応じた多様な働き方を可能とするために、地域限定や労働時間限定の正社員など多様な働き方を普及、拡大する環境整備を進めるとともに、短時間正社員制度、テレワーク、在宅勤務などの導入を促進すること。
  - 4 仕事や子育て等に関する行政サービスについて、若者支援策がより有効に実施、活用されるよう、利用度や認知度の実態を踏まえ、必要な運用の改善や相談窓口等の周知、浸透等に努めること。
- 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 9 月 27 日

---

#### 議員提出議案第27号

#### 鳥獣・海獣被害防止対策の充実を求める意見書(可決)

野生鳥獣及び海獣による農作物、漁業被害は深刻化し、被害は経済的損失にとどまらず、農林漁業者の意欲の減退や耕作放棄地の増加、また海洋生態系に著しい悪影響を与えている。

鹿、イノシシ、猿など野生鳥獣による農作物被害額は、平成 21 年以降は毎年 200 億円を上回っており、また、トド、アザラシ等の海獣による漁業被害額も、近年は 20 億円を超える状況(北海道調べ)となっている。

鳥獣被害が深刻化している要因として、鳥獣の生息域の拡大、狩猟者の高齢化等に伴う狩猟者数の減少による捕獲圧の低下、耕作放棄地の増加等が考えられる。

こうした鳥獣被害の深刻化、広域化を踏まえ、平成 19 年に議員立法による鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律が、全会一致で成立した。この法律により、現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって、さまざまな被害防止のための総合的な取り組みを行うことに対して支援措置が実施されることになった。

平成 24 年には同法の一部改正が行われ、対策の担い手確保や捕獲の一層の推進が図られることになったが、集中的かつ効果的な鳥獣及び海獣による被害防止対策を早急に講じる必要がある。

よって、国においては、鳥獣・海獣被害防止の充実を図るため、下記事項を速やかに実施するよう強く求める。

#### 記

- 1 地方自治体への財政支援を充実させるとともに、鳥獣被害防止総合対策交付金の予算を拡充すること。
- 2 狩猟者の確保、育成に向けた対策の強化と支援を拡充すること。また、狩猟者の社会的役割に対する国民的理解と狩猟者の社会的地位向上の促進を図ること。



3 海獣被害に対しては、追い払いなどの防除対策事業、個体数調整のための調査捕獲事業及び生息域などの把握のためのモニタリング事業をより一層推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 9 月 27 日

---